

## 2013（平成25）年度 早稲田大学 法学部 入試問題 第3問 解答例

問三ノ一 ウ

\* 主題は、「戦後生まれの日本人が、戦争中の日本人の戦争犯罪の責任を逃れることはできない」理由であり、「親が犯した犯罪」は単なる一類例であるから、ア・ウ・オ。理由の核心は「歴史的責任と自己画定」の関係であるから、正解はウ。

問三ノ二 オ

\* 歴史的責任を根拠づけるのは、前問と同様に「自己画定」との関係においてであり、さらに、「応答義務を果たすという意味での応答可能性の回路を作り出す」ことにある。

問三ノ三 ア

\* 「恫喝めいた響きをもっている」「一連の問いかけ」とは、たとえば、「お国は？」といった「中国の知人」からの「詰問」がその例示であるので、一般に自己画定・来歴・アイデンティティ（ア・イ・エ・オ）に対する「問い質し」（ア・ウ）である。

問三ノ四 エ

\* 傍線部を含む一文の構文は「暴力の予感」を通過しないかぎり普遍性の問題は抽象的なままにとどまる」であるから、「暴力の予感を踏まえてこそ、具体的な意義ある普遍性といえる」ということ、「暴力の予感を踏まえていない普遍性では、具体的なものにならない」ということになる。構文的に正しいのは、イ・エのみである。「今日のグローバル化の時代」にふさわしいかどうかといった特定の時代への適切性ではなく、抽象＝捨象（見逃し）してしまう、という問題であるから、エである。

問三ノ五 イ

\* 傍線部を含む一文の主題が「そのような（潜在的に歴史的責任を私に向かって詰問してくるような）他者と共生することは」であるから、イ・オに限定される。オのように「現在、～解消されつつ」あるはずはないので、イである。

問三ノ六 ウ

\* 主題は「このような集団への自己画定」（イ・ウ・エ）であり、そのために「準備されていなければ」ならない「場」として、「非「日本人」の仮想された存在が要請される」（ア・ウ・オ）のであるから、正解は、ウ。なお、かつて「日本軍や日本の国家が犯した犯罪」を現在の個人が「責任を取る」のではなく、「応答の義務を引き受ける」のである。

### 問三ノ七

戦後世代の日本人も、潜在的に歴史的責任を詰問してくる他者との共生という事実性により、応答義務を果たすための集団的な自己画定は避けられない。その先に、民族・国民的なアイデンティティから解放され、主体的に自己確定を行う普遍的な個人と個人との関係への移行を志すこと。(一三〇字)

- \* 「本文全体」の要旨の主題は、「過去（の日本・日本人の戦争犯罪）に対する（戦後世代である）現在（の日本人）の歴史的な責任の永続性」についてであり、個人としての応答義務を引き受けることが歴史的責任を果たすことである。そのためには、非日本人を想定しての、日本人という集団への自己画定を行うことが、まずは避けられない。ここまでが傍線部の意味段落に至るまでの「本文全体を振り返りつつ」に対応した内容である。前半の一文でまとめるとよい。
- \* そして、傍線部に記された「未来へ向かっての変革」とは、そのような「集団としての日本人や中国人」への自己画定（民族・国民的なアイデンティティ）とは「異なった構図へと潜在的に開かれた関係が予想されている」という、その「開かれた関係」（「個人」と「個人」の関係性）を未来において結ぼうと努めることである。これを解答後半の一文とする。